

報告 第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

新居浜市長 古川拓哉

損害賠償の額の決定について

(写)

処 分 書

専 決 第 9 号

損害賠償の額の決定について

学校施設における除草作業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年11月4日

新居浜市長 古川拓哉

1 損害賠償の額 40万6,714円

2 損害賠償の相手方 (省略)

3 事故の概要

令和7年10月1日午前8時35分頃、新居浜市立金子小学校において、職員が除草作業を行っていた際、草刈機により飛び跳ねた小石が、北側の民有地（一宮町一丁目10番11号）に駐車中の小型自動車に当たり、車両を損傷させた。

議案第66号

損害賠償の額の決定について

リース契約の変更について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

1 損害賠償の額 1,908万6,170円

2 損害賠償の相手方 香川県高松市中野町29番2号

NECキャピタルソリューション株式会社 四国支店

四国支店長 桑原誠

3 事件の概要

令和4年7月15日付でリース契約を締結した戸籍システムについて、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、当該戸籍システムの一部が不要となることから、令和7年10月31日付で当該リース契約の変更契約を締結したことにより、相手方に損害を生じさせた。

提案理由

戸籍システムのリース契約の変更に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（12）（省略）

（13）法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（14）、（15）（省略）

2 （省略）

議案第67号

土地改良事業の計画について

土地改良事業の計画の概要を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

1 事業の名称 ため池等整備事業

2 施行場所 唐戸地区（新居浜市萩生字治良丸）

3 事業概要

唐戸池（上） 堤体 堤長 35.0メートル

堤高 4.4メートル

法面保護（ロックマット） 196.0平方メートル

洪水吐 幅 3.0メートル

取水施設 斜樋 直径 200ミリメートル

底樋 直径 600ミリメートル

唐戸池（下） 堤体 堤長 18.0メートル

堤高 4.7メートル

法面保護（ロックマット） 104.0平方メートル

洪水吐 幅 3.0メートル

取水施設 斜樋 直径 130ミリメートル

4 概算事業費 1億5,000万円

5 事業期間 令和8年度から令和12年度まで

提案理由

ため池等整備事業の施行に当たり、土地改良事業の計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、本案を提出する。

参照条文

土地改良法（昭和24年法律第195号）抜粋

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 (省 略)

ため池等整備事業

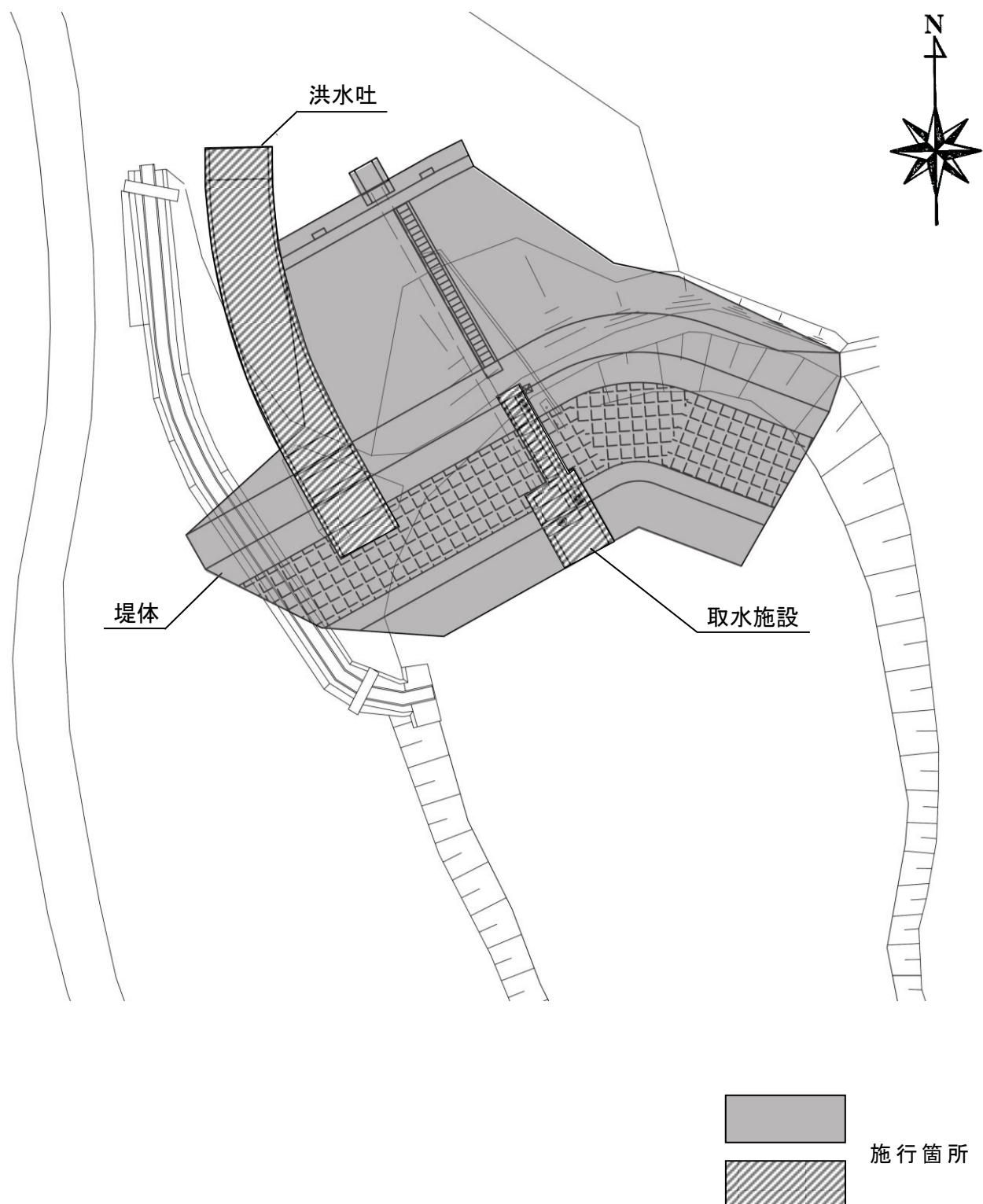
位置図



施工箇所

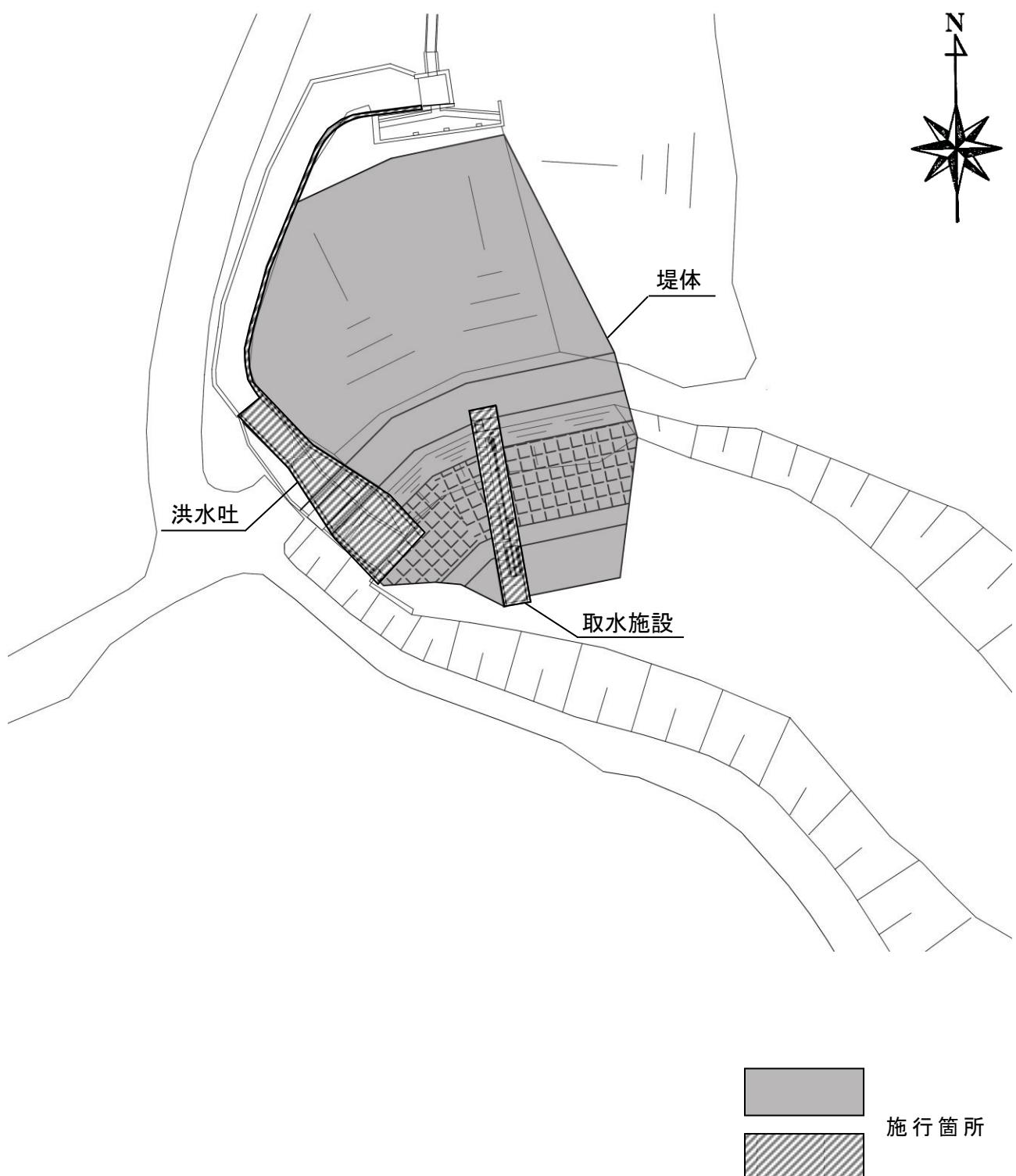
ため池等整備事業

平面図（唐戸池（上））



ため池等整備事業

平面図（唐戸池（下））



議案 第 68 号

新居浜市立児童館の指定管理者の指定について

新居浜市立児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

新居浜市長 古川拓哉

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
新居浜市立中央児童センター		
新居浜市立川東児童センター	新居浜市高木町 2 番 60 号 社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会 会長 白石 敦之	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
新居浜市立瀬戸児童館		
新居浜市立上部児童センター		

提案理由

新居浜市立児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（省略）

2（省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4（省略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（省略）

議案第69号

新居浜市老人ホームの指定管理者の指定について

新居浜市老人ホームの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
新居浜市立慈光園	新居浜市西の土居町二丁目8番12号 社会福祉法人三恵会 理事長 太田 恵理子	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

提案理由

新居浜市老人ホームの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（省略）

2（省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4（省略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（省略）

議案 第 70 号

新居浜市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

新居浜市立老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

新居浜市長 古川拓哉

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
新居浜市立上部高齢者 福祉センター		
新居浜市立川東高齢者 福祉センター	新居浜市高木町 2 番 60 号 社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会 会長 白石 敦之	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
新居浜市立川西高齢者 福祉センター		

提案理由

新居浜市立老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（省略）

2（省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4（省略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（省略）

議案第71号

新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定について

新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
新居浜市森林公園ゆらぎの森	四国中央市土居町津根3995番地1 株式会社森高リゾート 代表取締役 森高大輔	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

提案理由

新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（省略）

2（省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4（省略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（省略）

議案第72号

新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
新居浜駅前駐車場		
新居浜駅南駐車場	神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号 アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 中丸 幸夫	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
新居浜駅南口広場駐車場		
新居浜駅前駐輪場		
新居浜駅南口広場駐輪場		

提案理由

新居浜市駐車場及び新居浜市自転車等駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（省略）

2（省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4（省略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（省略）

議案第73号

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

提案理由

電気通信事業法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第74号

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額の見直しを行うため、本案を提出する。

議案第75号

新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「19人」を「14人」に改める。

第3条中「14人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月20日から施行する。

提案理由

農地面積の減少に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を改めるため、本案を提出する。

議案第76号

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

新居浜市事務分掌条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条 経済部の項第2号中「事項」を「事項（施設整備に関するものを除く。）」に改め、同条建設部の項に次の1号を加える。

（9）農業、林業及び水産業の施設整備に関する事項

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や多様化する市民要望に即応した効率的な行政組織を編成するため、本案を提出する。

議案第77号

新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の」を「別に定めがあるものほか、公務のため旅行する職員に対し支給する」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に定める者をいう。

（2）市長等 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の適用を受ける職員をいう。

（3）出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所

又は居所を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 新たに採用された職員（本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第1項中「公務のため旅行（出張又は赴任）したときは」を「出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し」に改め、同条第2項中「該当する者」を「掲げる者」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同項第1号中「職員が」を「職員が出張又は赴任のための」に、「に退職等」を「に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）」に、「（退職等」を「（当該退職等」に改め、同項第2号中「職員が」を「職員が出張又は赴任のための」に改め、同条第3項中「、前項第1号」を「前項第1号」に、「又は第29条第1項の規定により退職等（退職、失職）」を「若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等」に、「場合には」を「ときは」に、「かかわらず、」を「かかわらず、同項の規定による」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条第4項中「職員以外の者が」を「職員又は職員以外の者が、」に、「ため」を「ため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として」に、「対

し市長が定める」を「対し、」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第3条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を取り消され」を「次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「金額があるときは、当該金額」を「金額」に、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「旅行中交通機関の事故又は」を「旅行中」に、「市長が認める」を「規則で定める」に、「概算払を受けた旅費」を「概算払を受けた旅費額」に、「旅費の額」を「旅費額」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「、公務」を「公務」に、「旅行命令等」を「、旅行命令等」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「場合は、これを変更」を「場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更を」に改め、同条第4項を削る。

第6条を削る。

第5条の見出し中「普通旅費」を「旅費」に改め、同条第1項中「普通旅費」を「旅費」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、

宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項中「第21条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第9条から第19条までに規定する内容に基づき」に、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「、最も」を「最も」に、「又は方法によって」を「又は方法により」に、「場合であって旅行命令権者の承認を受けた場合」を「場合」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「とする者」を「とする旅行者」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に、「もの」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に、「必要な書類」を「必要な資料」に、「当該旅費の」を「これを当該旅費又は当該金額の支出又は」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に、「その旅費」を「、その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「者」を「旅行者」に、「当該旅行に」を「、当該旅行に」に改め、同条第3項中

「当該」を「、当該」に改め、同条第4項中「及び必要な添付書類の様式並びに第2項及び前項」を「の様式、第2項及び第3項」に、「期間は、市長が」を「期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 支払担当者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

第11条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うも

のであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第12条及び第13条を次のように改める。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第13条の2を削る。

第14条から第18条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第9条から第12条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、第1項で定める額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居宅若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿

泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合は、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とする。

第22条中「次の各号に掲げる旅費」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第22条を第20条とする。

第23条第1項中「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第2号又は第3号」に、「死亡地から本市までの往復に要する職員の前職務相当の旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第2項を削り、同条を第21条とし、同条の次に次の2条を加える。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第24条中「職員が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合その他次の各号に掲げるものの他」を「旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における」に、「この条例の規定により」を「この条例の規定による」に、「には、一定の金額を支給し、又は旅費の全部若しくは一部」を「においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して

定める旅費を支給することができる。

第25条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 職員が特別職の職員に随行して旅行した場合であって、任命権者が随行であることを見めたときは、当該特別職の職員の旅費相当額を支給する。

(旅費の返納)

第26条 支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新居浜市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正)

3 新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「行政職給料表4級以上の者」を「一般職の職員」に改める。

（新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

4 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第3条第5項、第4条第1項、第13条第1項第1号、第23条の2及び第24条」を「第2条第2号及び第3号、第20条第3項、第22条、第23条の2、第24条並びに第25条」に、「同条例第13条第1項第1号」を「同条例第2条第2号」に、「同号」を「同条例第2条第2号」に改める。

（新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

5 新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「それぞれ次の相当級とみなし費用弁償」を「新居浜市職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第21号）の規定を準用し、費用弁償として旅費」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費額は、一般職の職員相当額とする。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費の算定方法、支給対象等を改めるため、本案を提出する。

議案第78号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

附則第22条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市税賦課徴収条例の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

個人の市民税の均等割額の税率に係る軽減措置を廃止するため、本案を提出する。

議案第79号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「46平方メートル」を「51平方メートル」に改める。

別表 1 市営住宅の表治良丸北団地の項及び保土野団地の項を削り、同表 4 共同施設（1）集会所の表東田団地集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

単身の高齢者等が入居することができる市営住宅の基準を緩和するため、及び老朽化した治良丸北団地等を廃止するため、本案を提出する。

議案第80号

新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市営野球場設置及び管理条例（昭和28年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「660円」を「2,640円」に改める。

（施行期日）

1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、令和8年4月1日以後の新居浜市営野球場の使用に係る使用料について適用し、同日前の新居浜市営野球場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市営野球場のスコアボードの使用料の額を改定するため、本案を提出する。

議案第81号

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市立保育所設置及び管理条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表新居浜市立垣生保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市立垣生保育園を令和8年3月31日限り廃止するため、本案を提出する。

議案第82号

新居浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について

新居浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり
制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を

設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこ

れと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれがあると認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、その行う乳児等通園支援に支障がないときに限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供

する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律

第 65 号) 第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。) の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第 21 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	<p>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上 の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p>

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。

- (1) 保育所 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第13号）（保育所に係るものに限る。）
 - (2) 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次号において同じ。）以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年愛媛県条例第54号）
 - (3) 幼保連携型認定こども園 愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年愛媛県条例第11号）
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
- (準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が条例に委任されたことに伴い、当該基準について必要な事項を定めるため、本案を提出する。

議案第83号

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例

新居浜市火災予防条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」
を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」
に改める。

第3条第1項第1号及び第18条第1項第1号中「次の各号」を「次」に改める。

第29条中「警報」を「警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防
(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条第6号」を「第45条第1項第6号」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

林野火災の予防に関する事項等を定めるため、本案を提出する。

令和7年度 新居浜市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,035,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年12月2日 提出

新居浜市長 古川拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		5,464,000	264,419	5,728,419
	1. 地方交付税	5,464,000	264,419	5,728,419
15. 国庫支出金		10,807,263	24,038	10,831,301
	2. 国庫補助金	2,989,627	24,038	3,013,665
16. 県支出金		4,146,069	1,500	4,147,569
	2. 県補助金	860,273	1,500	861,773
18. 寄附金		746,700	2,516	749,216
	1. 寄附金	746,700	2,516	749,216
22. 市債		4,240,900	23,500	4,264,400
	1. 市債	4,240,900	23,500	4,264,400
歳入合計		54,719,617	315,973	55,035,590

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総務費		6,060,639	24,829	6,085,468
	1. 総務管理費	4,969,069	24,829	4,993,898
3. 民生費		23,294,135	92,969	23,387,104
	1. 社会福祉費	10,916,689	92,969	11,009,658
4. 衛生費		5,320,986	53,000	5,373,986
	1. 保健衛生費	1,449,892	53,000	1,502,892
6. 農林水産業費		756,772	1,500	758,272
	1. 農業費	489,667	1,500	491,167
7. 商工費		1,380,737	103,824	1,484,561
	1. 商工費	1,380,737	103,824	1,484,561
8. 土木費		4,704,379	13,000	4,717,379
	4. 港湾費	511,823	13,000	524,823
10. 教育費		5,462,665	12,551	5,475,216
	2. 小学校費	1,019,505	7,500	1,027,005
	5. 社会教育費	1,024,149	100	1,024,249
	6. 保健体育費	1,360,249	4,951	1,365,200
12. 公債費		4,919,996	14,300	4,934,296
	1. 公債費	4,919,996	14,300	4,934,296
歳 出 合 計		54,719,617	315,973	55,035,590

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

千 円

第2表 繼続費補正

変更

千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎大規模改修事業	1,501,800	令和5年度	102,960	1,501,800	令和5年度	102,960
				令和6年度	564,160		令和6年度	564,160
				令和7年度	834,680		令和7年度	834,680
							令和8年度	—

第3表 線越明許費

千円

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 港湾費	コンテナクレーン整備事業	13,000

第4表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度市政広報番組制作・放送業務委託料	令和7年度から令和8年度まで	20,200
児童センター管理委託料	令和7年度から令和12年度まで	499,700
基幹業務システム費	令和7年度から令和12年度まで	1,300,653
ふるさと納税支援等業務委託料	令和7年度から令和10年度まで	ふるさと納税返礼品の新規開発及び調達・配達業務等に係る費用のうち本市が負担すべき額
森林公園ゆらぎの森管理委託料	令和7年度から令和12年度まで	140,045
慈光園管理委託料	令和7年度から令和12年度まで	1,172,410
高齢者福祉センター管理委託料	令和7年度から令和12年度まで	356,609

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 建 設 事 業	千円 146,900		%	年 4.0以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る政府資金 及びその他 公的資金に ついて、利率 の見直しを 行つた後にお いては、当該 見直し後の 利率)	159,900		%	
防 災 対 策 事 業	1,378,900	(1) 普通貸借又は証券 発行による。 (2) 事業又は市財政の 都合により翌年度に 繰越して借り入れする ことができる。		借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又は低 利に借り換えることができる。	1,384,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
教 育 施 設 等 整 備 事 業	415,300				420,100			
計	4,240,900	—	—	—	4,264,400	—	—	—

議案第85号

令和7年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ662,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,967,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日 提出

新居浜市長 古川拓哉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		2,512,162	126,874	2,639,036
	1. 介護保険料	2,512,162	126,874	2,639,036
3. 国庫支出金		3,364,412	167,681	3,532,093
	1. 国庫負担金	2,316,209	120,992	2,437,201
	2. 国庫補助金	1,048,203	46,689	1,094,892
4. 支払基金交付金		3,466,837	176,737	3,643,574
	1. 支払基金交付金	3,466,837	176,737	3,643,574
5. 県支出金		1,823,676	94,116	1,917,792
	1. 県負担金	1,728,859	92,760	1,821,619
	2. 県補助金	94,817	1,356	96,173
6. 繰入金		2,135,147	97,045	2,232,192
	1. 一般会計繰入金	2,046,228	92,053	2,138,281
	2. 基金繰入金	88,919	4,992	93,911
歳入合計		13,304,989	662,453	13,967,442

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		12,386,185	652,411	13,038,596
	1. 介護、介護予防サービス等諸費	12,100,324	652,411	12,752,735
4. 地域支援事業費		648,051	10,042	658,093
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	396,399	8,537	404,936
	4. 任意事業費	34,830	1,505	36,335
歳出合計		13,304,989	662,453	13,967,442

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円